

## 鉄道退職者の会で石綿講演会 静岡●国労会館委託事業で現状等調査

4月30日、「鉄道退職者の会浜松」の元国労組合員ら約30名が集まり、アスベスト講演会&相談会が開催された。主催は「一般財団法人国鉄労働会館」で、神奈川労災職業病センターと中皮腫・じん肺・アスベストセンターも共催団体として準備した。

センターは、昨年度より国鉄労働会館の委託調査事業として「旧国鉄・JRの退職者のアスベスト被害の現状と今後の補償・救済」を実施し、鉄道退職者の会浜松には鉄道退職者の会長野とともに、アスベストに関するアンケート調査を依頼した経緯がある。そのアンケート結果から、多くの方が健康に不安をもち、自分の病気がアスベストに関連したものなのか専門医に相談できないかなどの疑問や注文が寄せられたため、今回、アスベスト専門医による講演会及び専門スタッフによる相談会を企画したものである。

当日は、国鉄労働会館静岡地方部の植田誠さんの司会で、鉄道退職者の会の相澤会長が開会の挨拶。続いて、アスベストセンターの名取雄司所長が「石綿関連疾患と国鉄での作業」と題する講演を行い、医師の立場から石綿関連6疾患の基本的認

識について話された。

胸膜中皮腫は良性疾患で悪性胸膜中皮腫とは異なることについては、アンケート調査でも間違えて理解している方もいたのでとくに強調された。また、国鉄労働会館の委託調査事業の調査結果を踏まえて、旧国鉄には戦後の早い時期から石綿が導入され、蒸気機関車の石綿フンや湘南電車などに吸音材として吹付けアスベストが使われていたことなどを紹介された。浜松工場のアンケート調査結果からは、

石綿関連疾患と診断されても必ずしも業務災害認定されておらず、認定率29.2%とかなり低いことを指摘された。今後は、高齢化が進んでいるので補償・救済が緊急かつ急務の課題であり、取り組むに当たってはアスベストの専門医や専門相談センターを活用することを提言された。

講演後、同じ会場で相談会もたれ、予約されていた8名の相談者を、医療相談と労災相談の2班に分け、アスベストセンターの名取医師と植草さん、当センターの西田と池田が対応した。相談者のうち肺がんの方が疑いも含めて3名もあり、業務災害認定につなげていくにはさらに詳しい聞き取り調査が必要なため、自宅訪問も行いながら相談を



(神奈川労災職業病センター)

## 元海上自衛隊員の肺がん認定 広島●2006年の請求から8年ぶり

元呉海上自衛隊員のYさん(77歳)が、アスベストによる肺がんを公務上災害認定を受けた。

Yさんは1955年7月に海上自衛隊に入隊。1989年に定年退職するまで、1965年10月～68年2月、自衛艦「あけほの」や「ゆうぐれ」などで機関科に所属。ボイラー室に詰めて整備作業や応急修理でアスベストを扱っていたが、当時はマスクなどの使用はなく、指

導も行われなかったという。

1999年8月に呉医療センターで肺の検査を受けた際に異常を指摘され、呉医師会病院で精密検査の結果原発性肺がんと診断された。広島市民病院で放射線化学療法を受け軽快したが、治療に伴う放射性肺臓炎のため、再び広島市民病院で入院加療。2005年には急性心筋梗塞で呉医療センターに入院。2006年に

も、冠動脈バイパス術を受けるため、また左胸水貯留でも各々入院した。

Yさんはこうした病歴後に、2006年5月に公務災害請求を呉海上自衛隊総監部に行った。呉総監部の対応は、Yさんに何の連絡もないまま2011年まで（約5年間）放置されていたという。広島労働安全衛生センターが「労災・アスベスト110番」を開設した日に電話をかけてこれ、Yさんの事情を知ることとなった。

その後、広島市の平弁護士とも連絡をとりながら公務災害認定に向けて取り組みを行った。昨年末に公務災害請求に対する医師の「意見書」ができたこと知らせがあった。「意見書」に記載された、防衛医科大学、自衛隊中央病院の医官等の見解には、「本件は海上自衛隊勤務における石綿ばく露により生じた良性石綿胸水とは判断できないものの、石綿ばく露により生じた肺がんを診断する」と書かれていた。

しかし、その後も音沙汰がないために、全国安全センターを通じて民主党アスベスト議連会長の近藤昭一衆議院議員に依頼して、防衛省におけるアスベスト関連疾患公務災害認定の現状について説明を求めるとともに、Yさんの件をはじめ請求から長期間経過している事案の早期認定を要請してもらった。その結果、7月28日の公務災害認定になった。

Yさんは「随分、無回答のまま、回答を得るまで長かった。横須賀など全国にいる仲間は一刻も早く申請してほしい」と述べた。

防衛省によると、海上自衛隊のアスベストによる公務災害申請はこれまで51件あり、Yさんを含めこれまでに全国で14件公務上認定、5件が公務外。審査中が32件あり、一番古いものは2005年のクボタショック直後に請求されたものである。労災保険や地方公務

員災害補償基金等と比べても、防衛省の手続きは遅すぎる。

公務上認定されたものは、艦艇内及び駐屯地内作業双方により、ボイラー周辺や各種配管の断熱材として使用されていたアスベストに曝露したものである。

（広島労働安全衛生センター）

## 16か月曝露で石綿肺がん認定 長崎●新設の胸膜プラーク要件に該当

2012年3月に石綿による疾病の労災認定基準が改訂された。石綿肺がんの認定要件のうち胸膜プラークに関する部分は、以前の基準より緩和されたといえる。今回、わずか16か月間だけ石綿曝露作業に従事した男性が発症した肺がんについて、長崎労働基準監督署は労災であるとの認定を行った。これほど短期間での石綿曝露による肺がん発症事案を、労災と認めたケースはめずらしい。

昨年10月、長崎労基署が不支給とした中皮腫案件が、審査請求で逆転認定となったことが毎日新聞西部本社版で大きく報じられた（2014年1・2月号参照）。その記事内にひょうご労働安全衛生センターの電話番号が掲載されており、新聞を読まれたAさん（長崎市在住）のご家族から相談が寄せられた。

Aさんは、2012年の年末に受診した病院で肺がんを診断され、

長崎大学病院に転院し治療を開始した。大学病院の主治医から、「肺に石綿がある」と説明され、労災申請を勧められた。しかし、Aさんの記憶では、石綿と接触したのは、1967年3月から68年1月（10か月間）まで石綿製の配管用保温材を倉庫から出し入れする作業と、1968年7月から69年1月（6か月間）まで造船所において配管に石綿を被覆する作業の合計16か月間だけだった。その後の40年間は、トラックとタクシーの運転業務に従事され、整備作業に従事することもなく、石綿と接触する機会はなかった。

そのため、「2013年4月に長崎署に申請を行ったが、調査が長引き、結果がなかなか出ない」という相談であった。

2012年3月に改訂された認定基準の石綿肺がんの要件では、①石綿紡織品製造作業、石綿セメント製品製造作業、石綿吹付け作業に5年以上従事した労働